

決戦！？ 9月議会 in 2013

定例議会で議員は一般質問ができます。一般質問とは「市政一般に関する質問」を略した言い方で、議員が市政に関するさまざまな問題について、市長や部長など行政の執行機関に質問することです。一般質問により、市の政策や仕事の進め方の見直し、変更、新たな政策提案を認めてもらう事が目的だと思いい取り組んでいます。

15年前からの疑問があります。「選挙公報は何故、ウェブにアップされていないのか？」総務省の見解は「ネット上の選挙公報の公開は内容の改ざん等の恐れがあるため認められない。」という事ですが腑に落ちません。そして、立候補者の想いや公約が詰まったデータを蓄積せずに、確認のためには、わざわざ図書館で選挙公報を発掘しなければいけない…というのは納得がいきません。市川市では選挙になると7紙の朝刊に選挙公報が折り込まれますが、新聞の購読率は40歳未満で50%を切っています。選挙は大切！という想いがある反面、手軽に選挙公報に触れるインフラ(基盤)が整っていない現状を憂慮していました。2013年、やっとインターネット選挙の一部が解禁され、インターネットの普及率が8割を超える今、市川市が行わない理由はない！と思いい、議会で「選挙管理委員会における選挙期間中のウェブ広報の取り組み」について一般質問を行いました。市の執行部の答弁では、当時の直近の選挙であった「市川市長選挙及び市川市議会議員補欠選挙」から行う。という事でした。これをもって、即、投票率アップ！と成り得ない事は重々承知しております。その上で、有権者が選挙広報を身近に読む機会が増える。という事は、実は副次的な事だと私は捉えています。メインは、今後、過去の選挙公報に目を通していただく事です。現職議員は公約が果たされているか？公約の想いを胸にちゃんと活動をしているか？この点こそが市川市を良くしていくためには重大な点になります。是非、ご留意下さい。みなさんで「今後も住み続けてみたい市川市」を思い描き、話し合ってください。個々人の想いが集まっていけば、良い社会、街が形成されていくと信じています。今日も1日、素敵な日を過ごせますように。気をつけて行ってらっしゃいませ！

平成27年1月14日

増田好秀